再 評 価 調 書

I	事業概要											
事	業名	業 名 砂防等事業(急傾斜地崩壊対策事業)										
地	,区名	舟山·	- 2区域									
事	業箇所	ぬかだぐんこうたちょうおおあざふこうずちない 額田郡幸田町大字深溝地内										
	業のあ らまし	当該区域は、保全対象に避難所(南部中学校)及び人家 15 戸を有するがけ高 28m、勾配 60°の 急傾斜地である。 がけ崩れの危険性の高い区域であり、人命などを守るため早急な急傾斜地崩壊防止施設の整備が 必要な箇所であった。そのため、2016 年度より事業に着手した。										
事	業目標	【達成(主要)目標】 避難所(南部中学校)及び人家 15 戸をがけ崩れによる土砂災害から保全する。 【副次目標】(必要に応じて記載する) なし										
				事前評価時	再評価時	変動要因の分析						
				(2016 年度)	(2021 年度)							
計画変更		事業期間		2016 年度~2019 年度	2016 年度~2023 年度	施工方法調整による延長						
		事業費(億円)		1. 5	3. 0	施工範囲の精査による変動						
		経	工事費	1. 1	2. 6	施工範囲の精査による変動						
		費	用補費	0. 1	0. 1							
0	の推移		その他	0. 3	0. 3							
				擁壁工等 延長 200m	擁壁工等 延長 200m							
			業内容									
		サネバセ										
Π	評価											
	1) 必要	性の	【事前評価									
	変化	変化 人家 15 戸をがけ崩れによる土砂災害から保全する必要がある。										
	【再評価日			寺の状況】								
1			避難所(避難所 (南部中学校) 及び人家 15 戸をがけ崩れによる土砂災害から保全する必要がある。								
事業			【変動要因の分析】									
未の			地形を精査したところ、保全対象に避難所(南部中学校)が含まれることが判明した。									
①事業の必要性の変化				A: 事業着手時に比べ	必要性が増大している。							
性の				B: 事業着手時に比べ	必要性にほとんど変化が	ない。						
変			A C: 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。									
化	判员	Ē		※事業着手時と比較することが適当ではないと判断される場合は、「事業着								
				手時」を「前回評価	i時」に置き換えることが	できる。						
			【理由】									
			事業着手時に比べ保全対象が増加し、必要性が増大しているため。									

	1) 進捗状況	【事業計画	 及び実績】											
	1) 215 000	TTANIO	X 0 X 1 R 1	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	合計		
			調査・設計		2017	2010	2019	2020	2021	2022	2023			
		工種 区分	補償				1	← →						
			工事					, ,						
			・擁壁工等				4				-			
		事業費(億円)	当初計画		1.5						1.5			
			実績		2.2							2.2		
			今回計画	1		2.2				0.8		3.0		
		【進捗率】												
				これまでの計画に対する達成状況					全体進捗率					
							達成率(%)		計画		達成率(%)			
					[2		(2÷1)		(3		[2÷3]			
		延長(km)		0.20		0.12	60			0.20		60		
		事業費(億円)		1.5		2.2	147			3.0	73			
<u></u>		工事費 用補費		1.1		1.8	164			2.6	69			
事				0.1		0.1		100		0.1	100			
業 の		その作	0.3		0.3		100	0.3 100						
進		【施工済みの内容】 擁壁工等 延長 120m												
②事業の進捗状況及び見込み														
 及 	2) 未着手又	地権者から工事用進入路の位置について理解を得られず、工事着手に時間を要したため。												
び	は長期化													
込	の理由	【四字而曰	1											
4	3) 今後の事業進捗の	【阻害要因】												
	果進物の 見込み	進入路に関し理解を得られており、特になし。												
	光込み	【今後の見込み】 特に阻害要因がないため、今後は予定通りの事業進捗が見込める。												
	A: これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込ま													
										な元队	か兄込ま	れる。		
		B: 次のいずれか(該当する項目に「〇印」を付ける)												
		・これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、												
		一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成 が見込まれる。												
		か見込まれる。 日 ・)これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後												
	判定	は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。									· / /X			
	TIAC		は阻害安因がなく、はは計画通りの元成が見込まれる。 ・これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要											
		因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあ												
			因が!	見込まれる	が、一つ	定の期間	間等を関	をすれば	解決:	できる	見诵しが	「あり」		
				見込まれる 計画通りの			– -	きすれば	、解決	できる.	見通しか	ぶあり、		
				計画通りの	完成がり	見込まれ	hる。							
		【理由】	ほぼ	計画通りの	完成がり	見込まれ	hる。							

Ⅲ 対応方針

中止:上記①~③の評価で一つでもC判定があるもの。

継続:上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

急傾斜地崩壊防止施設と保全対象の状況から、事業効果を確認する。